

## 皇室事項

### 報告

天皇陛下から二月二十日ノルウエー国王陛下へ送られた御祝電に対し、三月二十八日御答旨があった。

天皇陛下から三月四日メレーシア国王陛下へ送られた御祝電に対し、四月二日御答旨があった。

## 官庁報告

### 国家試験

#### 愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（公告）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）附則第3条第1項の規定により、第3回愛玩動物看護師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法附則第4条第1項の規定により、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和6年4月16日

農林水産大臣 坂本 哲志  
環境大臣 伊藤 信太郎

- 試験期日  
令和6年10月6日（日）
- 試験地  
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
- 試験の方法  
(1) 試験は、筆記の方法により行う。  
(2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。
- 受験資格  
愛玩動物看護師が行う法第2条第2項に規定する看護及び支援を5年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、法附則第3条第2項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

### 5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

#### ア 受験願書

愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第6により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

#### イ 写真

受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したものに限る。

ウ 指定講習会修了証明書の写し（修了した講習会の課程が適切であるかどうかを確認可能な書類を含む。）及び実務経験証明書

### (2) 受験申込手続

#### ア インターネットによる受験申込み

原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。

#### イ 受験申込期間及び時間

- (ア) 期間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで  
(イ) 時間 受付開始日の午後1時から受付終了日の午後11時59分まで

#### ウ 受験申込方法

機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。受験申込みに必要な書類は、令和6年7月1日（月）から令和6年8月1日（木）まで（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和6年7月1日（月）午後1時から令和6年7月12日（金）午後4時までに機構に申し出ること。

#### エ 試験地の変更

試験地の変更は、原則として認めない。

### (3) 受験手数料

- ア 受験手数料は、14,000円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。  
イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返却しない。

### (4) 受験票の交付

受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和6年9月13日（金）午後1時に、受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和6年9月13日（金）から、受験有資格者に発送する。

### 6 合格者の発表

- (1) 合格者の発表は、令和6年10月29日（火）午後1時に機構のウェブサイトに合格者の受験番号を掲載することによって行う。  
(2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。

### 7 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和6年7月1日（月）から令和6年8月1日（木）までに、機構の指定した方法より申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

### 8 その他

試験の詳細については、機構のウェブサイト参照すること。

### 9 試験に関する照会先

動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル8階 ウェブサイト <https://www.ccrvn.jp/>

#### 愛玩動物看護師国家試験の施行（公告）

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第30条の規定により、第3回愛玩動物看護師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第34条第1項の規定に基づき指定試験機関として指定された一般財団法人動物看護師統一認定機構（以下「機構」という。）が行う。

令和6年4月16日

農林水産大臣 坂本 哲志  
環境大臣 伊藤 信太郎

### 1 試験期日

令和7年2月16日（日）

### 2 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

### 3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記の方法により行う。  
(2) 出題形式は五肢択一の多肢選択形式とする。

### 4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を修めて卒業した者（令和7年3月3日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）  
(2) 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した愛玩動物看護師養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者（令和7年3月3日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）  
(3) 愛玩動物看護師が行う法第2条第2項に規定する診療の補助及び看護並びに支援の業務（以下単に「業務」という。）に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において愛玩動物看護師免許に相当する免許を受けた者であって、農林水産大臣及び環境大臣が(1)及び(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの  
(4) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であって、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣が指定した科目を修め、法附則第2条第1号の規定により農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の課程を修了したもの  
(5) 令和4年5月1日より前に学校教育法に基づく大学に入学した者であって、同日以後に農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業し、指定講習会の課程を修了したもの（令和7年3月3日（月）までに卒業する見込みの者を含む。）  
(6) 業務（診療の補助に係るものを除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であって都道府県知事が指定したものであるにおいて、令和4年5月1日より前に当該知識及び技能の修得を終えた者であって、指定講習会の課程を修了したもの

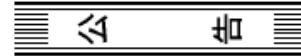
- (7) 業務（診療の補助に係るものを除く。）に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものである。令和 4 年 5 月 1 日時点において当該知識及び技能の修得中であり、その修得を同日以後に終了した者であつて、指定講習会の課程を修了したもの（令和 7 年 3 月 3 日（月）までに当該知識及び技能の修得を終える見込みの者を含む。）
- (8) 愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者
- 5 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- ア 全ての受験者が提出する書類等
- イ 受験願書
- 愛玩動物看護師法施行規則（令和 3 年農林水産省・環境省令第 6 号）様式第 5 により作成するとともに、これに記載する氏名は、原則として戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
- ロ 写真
- 受験申込前 6 月以内に脱帽して正面から撮影したものに限り。
- イ 4 の(1)に該当する者が提出する書類
- ロ 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
- ハ 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
- ウ 4 の(2)に該当する者が提出する書類
- 養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書
- エ 4 の(3)に該当する者が提出する書類
- 愛玩動物看護師国家試験受験資格認定書の写し又は愛玩動物看護師国家試験受験資格認定証明書
- オ 4 の(4)に該当する者が提出する書類
- ロ 大学卒業証明書
- ハ 指定科目履修証明書
- ニ 指定講習会修了証明書の写し
- カ 4 の(5)に該当する者が提出する書類
- ロ 大学卒業証明書又は大学卒業見込証明書
- ハ 指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書

- ロ 指定講習会修了証明書の写し
- ク 令和 4 年 5 月 1 日現在、大学に在籍していたことを証する書類
- キ 4 の(6)に該当する者が提出する書類
- ロ 養成所修業（卒業）証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者については、科目履修証明書を含む。）
- イ 指定講習会修了証明書の写し
- ク 4 の(7)に該当する者が提出する書類
- ロ 養成所修業（卒業）証明書又は養成所修業（卒業）見込証明書（科目履修証明書の発行が必要な養成所において必要な知識及び技能を修得した者については、科目履修証明書又は科目履修見込証明書をを含む。）
- イ 指定講習会修了証明書の写し
- ロ 令和 4 年 5 月 1 日現在、養成所において修業中であつたことを証する書類
- ケ 4 の(8)に該当する者が提出する書類
- 愛玩動物看護師国家試験予備試験合格証明書の写し
- なお、4 の(1)、(2)、(5)又は(7)に該当する者であつて、大学卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書、養成所修業（卒業）見込証明書又は科目履修見込証明書を提出したものについては、大学卒業証明書、指定科目履修証明書、養成所修業（卒業）証明書又は科目履修証明書を、令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時までに提出すること。当該期日までに提出がなされなるときは、当該受験は原則として無効とする。
- (2) 受験申込手続
- ア インターネットによる受験申込み
- 原則として、インターネットによる受験申込みを行うものとする。
- イ 受験申込期間及び時間
- ロ 期間 令和 6 年 11 月 5 日（火）から令和 6 年 11 月 28 日（木）まで
- ハ 時間 受付開始日の午後 1 時から受付終了日の午後 11 時 59 分まで
- ウ 受験申込方法
- 機構が指定するウェブサイトにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、受験申込みに必要な書類は、令和 6 年 11 月 5 日（火）から令和 6 年 11 月 29 日（金）ま

で（消印有効）の間に、機構の指定先に提出すること。受験申込書類の受付後は、当該書類は返却しない。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 1 時から令和 6 年 11 月 15 日（金）午後 4 時までに機構に申し出ること。

- エ 試験地の変更
- 試験地の変更は、原則として認めない。
- (3) 受験手数料
- ア 受験手数料は、27,200 円とし、機構が指定する方法により支払うこと。なお、支払いに要する手数料は受験者の負担とする。
- イ 支払われた受験手数料は、理由を問わず返却しない。
- (4) 受験票の交付
- 受験票（受験番号、試験会場等を明記したものをいう。以下同じ。）については、原則として、令和 7 年 1 月 14 日（火）午後 1 時に、受験有資格者にマイページ（※）において交付する。（※インターネットによる受験申込手続において、手続完了後利用できる受験者専用のページ）
- なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和 7 年 1 月 14 日（火）から、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表
- (1) 合格者の発表は、令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 1 時に機構のウェブサイトにて合格者の受験番号を掲載することによって行う。
- (2) 合格者には、愛玩動物看護師国家試験合格証書を合格発表日以降に速やかに郵送により交付する。
- 7 受験に伴う配慮
- 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和 6 年 11 月 5 日（火）から令和 6 年 11 月 29 日（金）までに、機構の指定した方法により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 その他
- 試験の詳細については、機構のウェブサイト参照すること。
- 9 試験に関する照会先
- 動物看護師統一認定機構 郵便番号 113-0033 住所 東京都文京区本郷 5-23-13 タムラビル 8 階 ウェブサイト <https://www.cervn.jp/>



## 懇 情 質

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和 6 年（家）第 6002 号

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

申立人 平戸市

本籍長崎県平戸市崎方町 884 番地、最後の住所長崎県平戸市崎方町 879 番地、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和 4 年 10 月 12 日、出生の場所長崎県北松浦郡平戸町、出生年月日昭和 28 年 4 月 9 日、職業不明

被相続人 亡 塚本 博行

長崎県平戸市田平町山内免 378 番地 2 飛鷺ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 洋介

催告期間満了日 令和 6 年 10 月 20 日

長崎家庭裁判所平戸支部

#### 令和 5 年（家）第 89 号

熊本県球磨郡錦町大字一武 1451 番地の 1

申立人 有限会社ペーカリーアングルセン

本籍熊本県球磨郡錦町大字一武 2314 番地 6、最後の住所熊本県人吉市西間下町 205 番地 C 棟 2 F、死亡の場所熊本県球磨郡多良木町、死亡年月日令和 3 年 8 月 5 日、出生の場所熊本県球磨郡錦村、出生年月日昭和 32 年 10 月 31 日、職業会社役員

被相続人 亡 岡村 充

熊本県合志市幾久富 1758-267 ひまわり総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉井 秀広

催告期間満了日 令和 6 年 10 月 21 日

熊本家庭裁判所人吉支部